２５　番	長江　秀幸　　　　　議員	
質問タイトル（大項目）	**質問項目（中項目）**	**具体的質問内容（小項目）**
１.子ども・若者の声をまちづくりの力に **【質問趣旨】** こども基本法は、子どもについて「意見を持ち、社会に関わる主体」と位置付け、国や自治体に対し、施策の策定・実施・評価の各段階で意見を反映させる取組を求めている。これを受け、こども家庭庁が取りまとめた、自治体向けの指針「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、子ども・若者の意見を政策に活かし、その結果を、きちんと返すところまでを一体のプロセスとして位置付けている。また、意見の聴き方については、常設の会議体などで継続的に関わる方法と、アンケートやワークショップなど幅広く意見を	（１）子どもの権利条例に基づく取組について （２）子ども・若者会議について	①本市は、子どもの権利を保障することを目的に「瀬戸市子どもの権利条例」を制定し、令和４年１０月１日から施行している。条例第５条に、「子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。」とあり、第１号に「意見を表明する機会が与えられること」とあるが、それは子ども・若者会議のことなのか、あるいは、その他の機会があるのか伺う。 ②同条第２号に「自分の意見が尊重されること」とあるが、どのように意見を尊重しているのか伺う。 ③同条第３号に「意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること」とあるが、情報の提供、また、支援体制はどのように行っているのか伺う。 ④条例第１３条に「市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する」とある。子ども・若者会議で出された意見が、市の政策として反映された事例と成果について伺う。 ①子ども・若者会議の登録委員数（年度末時点）については、令和３年度４８人、令和４年度２１人、令和５年度３１人、令和６年度３７人、令和７年度３５人、令和８年度（４月末時点）２９人、となっている。学年に偏りもみられるが、本市は、この現状をどのように分析しているのか伺う。 ②子ども・若者会議は、毎年度３回開催している。参加者数については、令和３年度２８人（開催２回）、令和４年度３６人、令和５年度５１人、令和６年度６１人、令和７年度２２人となっている。順調に右肩上がりに推移していたが、昨年度は、急激に減少していることについて、どのように分析しているのか伺う。 ③委員と同時にサポーター（卒業生）の役割も重要と考えるが、本市においては、サポーターは具体的にどのような役割を担っているのか伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（1）、（2）、（3）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

２５　番	長江　秀幸　　　　　　議員	
質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
集める方法を組み合わせることを必要としている。さらに、不登校や障がいのある子どもなど、声を上げにくい層への配慮を欠かしてはならないことも指摘している。自治体には、子ども・若者の声を「聴きっぱなし」にせず、次の政策へつなげる仕組みづくりが求められている。そこで、本市のまちづくりにおいて、子ども・若者の声を政策に反映していくことが重要と考え、その取組について伺うものである。		④子ども・若者会議を進める上で、テーマ設定が重要である。分かりやすく、意見を言いやすいテーマ、意見を言いたいテーマを設定したり、テーマを選んだりできる仕組みづくりがポイントとなっているが、本市は、どのようにテーマ設定をしているのか伺う。 ⑤市が意見をどう政策に反映させるかを意識し、想像力をもって「問いを立てる」ことが重要である。意見を聴いて政策を考えるのは市の役割と考えるが見解を伺う。 ⑥子ども・若者会議のみならず、子ども・若者の意見聴取については、外部の連携先、特に学校との連携が重要と考えるが、どのように対応しているのか伺う。 ⑦学校との連携については、教職員も多忙で、児童生徒も勉強（受験）や部活動等で多忙のイメージがある。職員が出張し、学校の社会科や総合的な学習の時間を使って子ども参画の授業を行うなど、工夫した取組も必要になってくると考えるが見解を伺う。 ⑧子ども・若者会議における主な課題として、「意見の政策反映の難しさ」「参加者層の偏りと代表制」「継続的な運営の難しさ」などが挙げられるが、本市の課題と今後の対応、取組について伺う。
	（３）子ども・若者から意見聴取し、政策に反映する取組について（こども家庭庁策定のこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン）	①ガイドラインに意見反映の意義として、１つ目は、「こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになること」２つ目は、「こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する」ものとしているが、意見反映の意義について本市の見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【(１)、(２)、(３)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

２５　番	長江　秀幸　　　　　　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
		②子ども・若者の意見表明について、国の調査では、約７割の子ども・若者が意見を国や自治体に伝えたいと考えている。一方、意見表明をためらう最大の理由は「反映されないと思う」が挙げられている。ガイドラインは、こうした不信を解消し、意見表明と政策改善が好循環を生む仕組みづくりが重要だと指摘しているが、どのように考えるのか見解を伺う。 ③ガイドラインでは、意見反映の流れを「企画」「事前準備」「意見を聴く」「反映」「フィードバック」の５段階で整理している。このプロセスが一度で終わるものではなく、結果を踏まえ、改善を重ねて「循環」させることが重要だとしているが、現状と今後の取組について伺う。 ④冒頭の質問趣旨でも述べたが、意見の聴き方については、常設の会議体（子ども・若者会議）などで継続的に関わる方法と、アンケートやワークショップなど幅広く意見を集める方法を組み合わせることを必要としている。さらに、不登校や障がいのある子どもなど、声を上げにくい層への配慮を欠かしてはならないことも指摘している。自治体には、子ども・若者の声を「聴きっぱなし」にせず、次の施策へつなげる仕組みづくりが求められているが、どのように考えるのか見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

（様式２）

２５　番	長江　秀幸　　　　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
	（４）瀬戸市子ども・子育て会議からの意見書について	①令和７年３月に市長に対して、瀬戸市子ども・子育て会議からの意見書が提出されている。その中に、『子ども・若者が自分らしく生きることができるよう、過去の経験や固定観念によって判断するのではなく、「子どもの最善の利益」を第一に考え、子ども・若者の声を聴いてください。また、子ども・若者会議をはじめ、自分の意見を表明できる機会と場を充実するとともに、その意見を政策に反映するなど、意見の実現に取り組んでください。』とある。これまでも子ども・若者の意見を聴いてきていると思うが、改めて意見書に対しての対応、決意を市長に伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。